

(裏面)

【記載例】(§31)

0.746 kW = 1馬力

特定建設作業の種類	騒音法3	振動	騒音法3	振動法4	騒音法6	振動
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	手持ち式ブレーカー 社製 型 (空気圧式)		油圧ブレーカー 社製 型 100 kW (134馬力)		バックホウ 社製 型 ( ) 100 kW (134馬力)	
特定建設作業の実施の期間	平成〇〇年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間		平成〇〇年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間		平成〇〇年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 9:00時から 作業終了 17:00時まで 実働時間 7時間 作業日 日曜、休日を除く日		作業開始 9:00時から 作業終了 17:00時まで 実働時間 7時間 作業日 日曜、休日を除く日		作業開始 9:00時から 作業終了 17:00時まで 実働時間 7時間 作業日 日曜、休日を除く日	
騒音・振動の防止の方法	防音シートの設置 使用時間の短縮		防音カバーの取り付け 防音壁の設置 使用時間の短縮		空ぶかししない 使用時間の短縮	
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	市 町 番地 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -

特定建設作業の種類	騒音 条例9	振動	騒音 条例9	振動	騒音	振動法1
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	バックホウ 社製 型 ( ) 90 kW (120馬力) 低騒音型		ブルドーザー 社製 型 ( ) 15 kW (20馬力)		くじくい抜機 社製 型 kW (馬力) (アースオーガー併用)	
特定建設作業の実施の期間	平成〇〇年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間		平成〇〇年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間		平成〇〇年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 9:00時から 作業終了 17:00時まで 実働時間 7時間 作業日 日曜、休日を除く日		作業開始 9:00時から 作業終了 17:00時まで 実働時間 7時間 作業日 日曜、休日を除く日		作業開始 9:00時から 作業終了 17:00時まで 実働時間 7時間 作業日 日曜、休日を除く日	
騒音・振動の防止の方法	.		.		.	
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -	(株) 市 町 番地 代表取締役 電話番号 ( ) -
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -	市 町 番地 電話番号 ( ) -

備考  
月 日に、付近の住民に工事の目的、内容、騒音の大きさ等について説明した。

(注) 特定建設作業の種類欄は、騒音の規制を受ける作業は「騒音」の右側、振動の規制を受ける作業は「振動」の右側に騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19又は別表第20に掲げる作業の種類番号(特定建設作業行程表に記載されている番号)を記載すること。